

平成30年 第6回

小林市教育委員会

臨時会

会 議 録

平成30年5月10日（木）

## 平成30年 第6回教育委員会臨時会 会議録

- 1 日時 平成30年5月10日（木） 午後4時30分～
- 2 場所 小林市役所 2階 第1会議室
- 3 出席委員 榎健一郎 大部菌智子 椎屋芳樹 大角安子 中屋敷史生
- 4 参与職員 山下康代 日高智子 深田利広  
(調整職員) 川俣洋寿

### 5 会議内容

開会 16:30

山下教育部長 皆さんこんにちは。

昨日、臨時議会が開かれました。人事案件ということで、市長から教育長、教育委員2名の議案が出されました。2期目で中屋敷教育長、大角委員、新規で榎委員が全会一致で承認されましたのでご報告いたします。

それでは、教育長よろしくお願ひします。

中屋敷教育長 それでは、第6回教育委員会臨時会を開催いたします。

本日は、議案はございませんが、小林市教育委員会の教育長職務代理者を指名することになっております。このことについて、事務局より説明をお願いします。

山下教育部長 本日から新教育委員会制度のスタートとなりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定に基づきまして、教育長職務代理者はあらかじめ教育長が指名する委員がその職務を行うことになっておりますので、教育長より指名を行っていただくものです。以上です。

中屋敷教育長 私の方から指名をするということでありますので、指名させていただきますけども、教育長職務代理者として大部菌智子委員を指名させていただきたいと思ひます。大部菌委員よろしいでしょうか。

大部菌委員 ただいま、教育長から教育長職務代理者の指名がありましたので、お受けさせていただきます。よろしくお願ひします。

中屋敷教育長 ありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。それでは、役

が決まりましたので、次は、先ほど申し上げましたように、今回から新教育委員会制度に変わります。その内容は以前説明をされた経緯はありますが、メンバーが変わりましたので、再度、事務局から説明をお願いします。

山下教育部長

大きく変わったことといたしましては、教育委員長が廃止になったということです。それから、これまでは教育委員が5名でしたが、教育長が教育委員から外れまして、教育委員会の構成が教育長と教育委員に分けられたということです。それと、市長と教育委員会で教育施策を共有し施行することを目的に総合教育会議を設置することになります。それでは、お配りしております別紙をご覧ください。まず、ポイント1番目です。教育長と教育委員長を1本化しまして、新教育長の設置ということで首長（市長）が直接教育長を任命することによって、任命責任が明確化されるということです。それから第一義的な責任者が教育長であることが明確になります。緊急時にも、常勤の教育長が教育委員会会議の招集のタイミングを判断することになります。また、任期が教育長は3年と変わっております。それからポイント2番目になりますが、教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化ということで、新教育長の判断による教育委員への迅速な情報提供や会議の招集ができます。また、教育委員によるチェック機能の強化のためにも教育委員の定数3分の1以上からの会議の招集の請求もできます。教育委員会の審議の活性化が求められる。これまでも議事録は公表しておりますが、今後も公表をしてみたいと思っております。それからポイント3番目になります。すべての地方公共団体に総合教育会議を設置して首長が招集し、首長と教育委員会で教育行政の大綱の策定。それから、教育の条件整備などの重点的に講ずべき施策、児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置など協議をされます。ただし、最終的な権限は教育委員会に留保されたままになっております。それからポイント4番目になりますが、教育に関する大綱を首長が策定するというので、これにつきましては、小林市は大綱を策定しておりますので、今後はこの大綱に沿って改正等を行うことになります。以上です。

中屋敷教育長

ありがとうございました。ただいま教育委員会制度の説明を簡単に行いましたが、質問等ありましたらお願いいたします。

椎屋委員 よろしいですか。現役の時から新制度がどうなるのかと思っておりましたが、2点ほどご質問します。まず、新制度によって常勤の教育長が教育委員会会議の主宰者になるというのは説明の中でありましたが、レイマンコントロールの考え方については、今までと変わらないのかどうかお聞きします。

山下教育部長 今回の改正によりまして、教育行政の責任者としての教育長のリーダーシップは高まると思っております。教育長と非常勤の委員で構成する教育委員会は、これまでどおり多数決での意思決定になりますので、従来どおりの決定の組織になっていくと思います。それで、教育の専門家でない一般の住民の意向・意志も教育行政に反映させていくいわゆるレイマンコントロールの考え方は変わっておりません。

椎屋委員 いじめ等があった場合の対応とかはこれまでと変わらないでしょうか。

山下教育部長 いじめ等が生じた場合は、常勤である教育長が第一義的な責任者として迅速に対応することになります。教育長の判断によって教育委員への迅速な情報提供、それから教育委員会会議の招集は早急にできるのではないかと考えております。そして、首長が判断して、首長が緊急に総合教育会議を開いて講ずるべき措置として、市長から要請があつて対応できるというようになっていきます。

椎屋委員 ありがとうございます。

中屋敷教育長 私も議会で教育長として言う場合と教育委員会としましてはといたした時は、ここで合議、了解をもらって言わないといけないので、ここは気をつけているところです。教育委員会としましてはとなった時は、ここで決定したことしか言えません。ですから合議制というのは変わっておりません。

椎屋委員 これまでは、教育委員会連合会には委員長が西諸を代表して出席していただいておりますが、これからは職務代理者が出席ということになりますか。

中屋敷教育長 そうですね。他の新教育委員会制度になっているところも2人で出席しておりますので、大部菌職務代理者に出席していただくことになります。

椎屋委員 どこも新制度になっていますか。

中屋敷教育長 いやまだ全部ではないです。

椎屋委員 えびの市、高原町はどうですか。

中屋敷教育長 西諸は全部なっております。

小林市教育大綱について少し説明をお願いします。

山下教育部長 教育大綱について経緯から説明いたします。27年度に総合教育会議を2回行っております。27年度は改正があったばかりでしたので、どのように大綱を策定するか協議を行ってきました。28年度から第2次総合計画策定に入りましたので、総合計画の策定をしながら教育大綱にもっていくということで、28年度2回、29年度1回の総合教育会議を開催しております。その中で、市長と教育委員とで教育大綱を策定したところです。2ページの教育大綱の策定の経緯にあります、総合教育会議における教育委員会との協議を経て、小林市教育大綱を定めましたということで総合教育会議においてこれを定めた経緯が載っております。策定の考え方ですが、小林市では第2次小林市総合計画を平成28年度に策定しました。第2次小林市総合計画基本構想は、市民全てを対象とした地域構想として、基本計画は市役所全体の役割を具体化した行政計画として位置づけています。本市では第2次小林市総合計画基本計画を教育に係る分野をもって教育大綱とします。ということで、この部分に出てくるところは、総合計画に載っている部分で、学校教育、社会教育、スポーツ振興の部分が教育大綱になっております。以上です。

中屋敷教育長 よろしいでしょうか。今回、市長が代わられたので、総合教育会議は早い段階であるということになります。

それでは、本日の第6回教育委員会臨時会を終了したいと思います。

ありがとうございました。

閉会 16:50

教育長

---

教育長職務代理者

---

委員

---

委員

---

委員

---

調製職員

---